

○金沢大学大学院医薬保健学総合研究科創薬科学専攻及び薬学専攻における早期修了のための優れた研究業績に関する基準

2025.4.9 薬学系会議承認

2025.5.20 大学院教務・学生生活委員会承認

2025.6.4 薬学系領域委員会承認

金沢大学大学院学則・第28条及び大学院医薬保健学総合研究科規程・第20条に定められている優れた研究業績による早期修了について、本専攻で申請可能な研究業績上の基準を下記のとおり定める。

(1) 創薬科学専攻(博士前期課程)を早期修了する場合

1年以上在学し、1編以上の参考論文を有すること。

(2) 修士課程又は博士前期課程から創薬科学専攻(博士後期課程)に進学し、創薬科学専攻(博士後期課程)を早期修了する場合(通算の大学院在学期間が3年以上)

①原則として創薬科学専攻(博士後期課程)在学中の研究成果を記述した、特段に優れた参考論文1編以上を含む、大学院通算で2編以上の参考論文または副論文を有すること。

②原則として創薬科学専攻(博士後期課程)在学中の研究成果を記述した、優れた参考論文2編以上を含む、大学院通算で3編以上の参考論文または副論文を有すること。

(3) 学校教育法施行規則第156条の規定により創薬科学専攻(博士後期課程)に入学し、早期修了する場合

創薬科学専攻(博士後期課程)在学期間が1年以上で、後期課程在学中の研究成果を記述した、特段に優れた参考論文1編以上を含む2編以上の参考論文または副論文を有すること。または優れた参考論文2編以上を含む、かつ、3編以上の参考論文または副論文を有すること。

(4) 薬学専攻(博士課程)を早期修了する場合(大学院在学期間3年以上)

①原則として大学院在学中の研究成果を記述した、特段に優れた参考論文1編以上を含む、2編以上の参考論文または副論文を有すること。

②原則として大学院在学中の研究成果を記述した、優れた参考論文を2編以上有すること。

なお、(1)～(4)の参考論文及び副論文はいずれも筆頭著者(共同筆頭著者も可)であることとし、早期修了審査申請書類提出時までに査読付きの学術雑誌に採択又は掲載される必要がある。